

合併契約書

そもそも、なぜ「合併事業」を考えるのか？

合併パートナーが有する資金力、技術力、販売力等を活用できるからか？製造委託が目的の場合に現在でも委託生産のビジネスが可能なら、投資リスクを負うだけのメリットがあるのか？

株主・合併会社間のプラント・機械、原材料、部品、製品などの各種販売・供給契約による利益を得るのが目的か？技術援助契約によるロイヤリティ収入による利益を得るのが目的か？合併会社からの配当が目的(合併会社への投資の配当による回収)か？

相手の期待は何か(単に配当を得るためだけか)？パートナーは信頼できるのか？

合併契約の準備段階での検討事項

(1)合併目的の確認:合併契約書においても合併の目的や趣旨を明確に記載しておくことを考える。

(2)合併企業設置国の出資規制の確認

(3)合併企業設置国の会社法の確認:特に役員構成を含む機関設計、意思決定方法の確認。

(4)合併会社と合併当事者との独占取引契約が競争法に触れないかの確認

(5)競争禁止義務の適用地域の範囲の確認:合併契約の当事者の競争禁止義務で、合併設立国のみにするか、第三国に及ぶかの確認。合併企業の事業が設立国以外の第三国に拡大する予定であるなら、その第三国にも合併契約の当事者の競争禁止義務を課すことになる。逆に、第三国には競争する別の合併企業の設立を考えているなら、その第三国の競争禁止義務は自身の首を絞めることになるので、課さない戦略を考えることになる。

(6)合併解消時における出資比率の変動による影響の確認と対策:合併当事者が合併事業から撤退する場合、出資比率に変動が生じ、外国人または外国法人による出資比率の規制が問題になる可能性がありますので、この点についての確認と解決策を考える。

(7)準拠法を合併企業設立国にすることについての検討:合併当事者間で争いになった場合、合併企業設立国での強制執行などによる債権回収を視野に入れて検討する。

参考サイト:「やまラボ 山口法務研究所」<http://y-law.tokyo/2016/02/02/goben02/>

直接投資に関する契約は、まず、設立国の「会社法」を把握したうえで作成すること、さらに、「撤退」の場合を想定しながら作成するのがコツ。

契約書のキーワード

定款に関する基本合意	資金調達	少数派の拒否権
株主総会	帳簿	デッドロック
取締役会	知財	競争禁止義務
株式譲渡制限	秘密保持	撤退

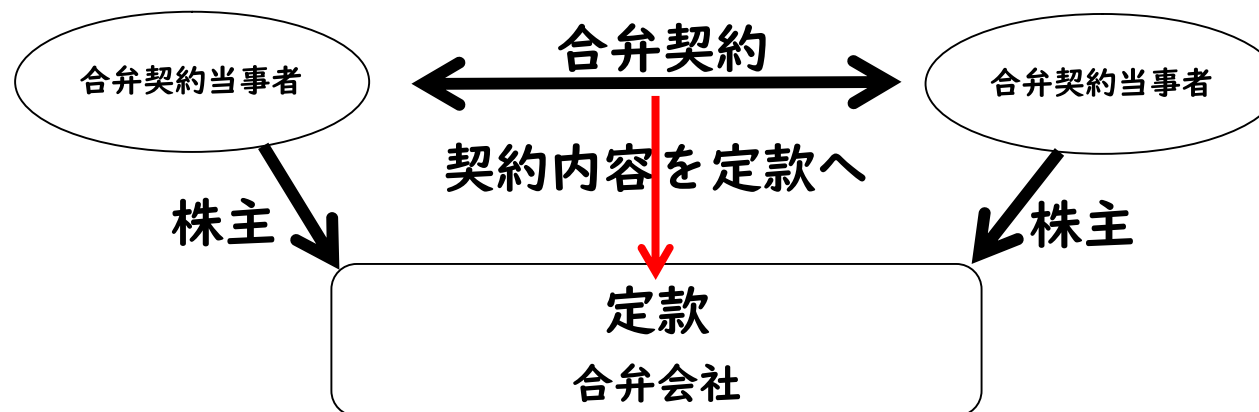
合併契約とは

複数の企業が、一緒に共同して事業を行うことを合併事業と言いますが、この合併事業を開始するにあたって締結される契約が合併契約です。合併事業には、建設事業などで見られる**共同企業体**のように会社を**設立しない場合**と、**株式会社**や**有限会社**など(いわゆる**合併会社**)を**設立する場合**とがあります。また、さらに、**新株引受・既存株主からの株式譲渡**を通じて、**既存会社を合併会社とする方法**があります。この場合、既存会社に対しては、デューディリジェンス(実態調査)を実施し、結果を合併契約に反映させる必要があります。(下線部分は次の参考サイト「大阪産業創造館」からの引用です:https://www.sansokan.jp/akinai/faq/detail.san?H_FAQ_CL=0&H_FAQ_NO=1208)

単独で新規事業を立ち上げるのとは異なり、合併事業においては、**他の合併パートナーが有する資金力、技術力、販売力等を活用できる**という利点があります。

合併契約は、一般に、①相互に高度な信頼関係が存在する企業同士で締結される、②契約当事者にとって長期間にわたる多額の投融資となる、といった特徴があります。したがって、合併契約書には、当事者間の信頼関係が破壊したり、合併事業がうまく行かなくなったりした場合に、契約当事者が合併事業から、撤退する方法や条件が明確に規定されていないと、身動きがとれなくなり、適時の損切りができず、損害が予想外に拡大するというリスクがあります。

合併契約を締結する際には、相互に信頼感がありますし、当事者は何よりもこれから一緒に行っていく事業に対して、大きな期待を抱いていますから、こうしたリスクを想定しながら契約書を作成するという点が、どうしても疎かになりがちです。契約書(Divorce Document)は、離婚のときのために備えて作成するのだということをくれぐれも忘れないことが重要です。



合併契約書のポイント

- ①合併会社・**定款**に関する基本的合意事項が漏れなく規定されているか
- ②出資・増資・減資・融資等の**ファイナンス**に関する規定が、合意どおり明確に規定されているか
- ③**株主総会・取締役会の決議要件・決議事項**が明確に規定されているか
- ④少数株主の**拒否権**について合意どおりに規定されているか
- ⑤**デッドロック**についての取り決めがなされているか
- ⑥株式の**譲渡制限**についての規定が明記されているか
- ⑦**財務諸表の作成**や株主の**帳簿閲覧権**等に関する規定が明記されているか
- ⑧合併会社の**知的財産権**の帰属や合併契約当事者のライセンス供与に関する規定が、合意どおり明確に規定されているか
- ⑨契約の終了、合併事業からの**撤退(合併事業の解消)**に関する事項が、手続上明確に規定されているか
- ⑩契約当事者が負う**秘密保持義務**の内容が明確に規定されているか
- ⑪合併契約の当事者の**競合禁止義務**が規定されているか: 合併契約の当事者の一定のテリトリーでの合併会社との競合禁止を規定しておく。

参考・出典文献: 佐藤孝幸『取引・交渉の現場で役立つ英文契約書の読み方』かんき出版 2003年 pp.242-243
大阪産業創造館: https://www.sansokan.jp/akinai/faq/detail.san?H_FAQ_CL=0&H_FAQ_NO=1208

本契約前の取り交わされる覚書やレター・オブ・インテントなどに、合併事業の**開始義務**についての法的拘束力を持たせないことに留意します。

【米国と日本企業との間の電子製品の製造販売会社を日本において設立する事例】

事例で日本での設立事例が多いのは、**設立国の「会社法」を把握したうえ**でないと、適正な合弁契約書が作成できないため、事情が分かる**日本の会社法**を例にとりひな型案内をしているため。

JOINT VENTURE AGREEMENT

合弁契約書

This Joint Venture Agreement, made as of 1st day of April, 2014, by and between X Corp. ("X"), a corporation organized and existing under the laws of the State of Washington, having its principal place of business at [address], and Y Co., Ltd. ("Y"), a corporation organized and existing under the laws of Japan, having its principal place of business at [address],

WITNESSETH:

WHEREAS, X is engaging in the manufacturing and selling of certain electronic products in the United States and possesses special manufacturing technology regarding the Products (as hereinafter defined),

WHEREAS, Y is engaging in the sales of computer-related products in Japan and possesses know-how relating to the sales and marketing of the same, and

WHEREAS, the parties are desirous of establishing a new company ("JVCO") **in Japan** to be jointly controlled and managed by the parties for the purposes of manufacturing and selling of the Products in Japan under the terms and conditions set forth herein,

日本での設立例となっているのは、日本の法律が分かるから。

NOW THEREFORE, the parties hereto hereby agree as follows:

本合弁契約書は、2014年4月1日、ワシントン州法に基づいて設立され有効に存続する法人で、[住所]に主たる事業所を有するエックス・コープ（以下「X」という）と、日本法に基づいて設立され有効に存続する法人で、[住所]に主たる事業所を有する株式会社Y（以下「Y」という）間で締結され、

以下の事実を証するものである：

Xは、アメリカ合衆国においてある電子製品の製造販売に従事しており、本製品（以下に定義される）の製造に関する特別な技術を有している。

Y は、日本において、コンピュータ関連製品の販売に従事しており、これらの販売およびマーケティングに関するノウハウを有している。

両当事者は、本製品を日本において製造販売する目的で、以下に規定する条件に従って、両当事者によって支配、運営される新会社（以下「合弁会社」という）を設立することを希望している。

よって、両当事者は、以下のとおり合意する。

Section 1. Definitions

In this Agreement, the following words or abbreviations shall have the meanings hereby assigned to them as follows:

"JVCO" shall mean the joint venture company to be established by the parties in accordance with the terms and conditions of this Agreement.

"License Agreement" shall mean the Technology License Agreement to be entered into by and between X and JVCO for the manufacturing of the Products in the form attached hereto as Exhibit C.

"Marketing Agreement" shall mean the Marketing Agreement to be entered into by and between Y and JVCO for the marketing of the Products in Japan in the form attached hereto as Exhibit D.

"Products" shall mean certain electronic products, the specifications of which are described in Exhibit A.

"Shareholder" or "Shareholders" shall mean a shareholder or shareholders of JVCO.

"Shares" shall mean the shares issued by JVCO.

第1条 定義

本契約においては、以下の用語または略語は、次の意味を有するものとする。

「合弁会社」とは、本契約の条件に従って設立される合弁会社を意味するものとする。

「ライセンス契約」とは、本製品製造のために X と合弁会社間で締結される別紙 C の様式の技術ライセンス契約を意味する。

「マーケティング契約」とは、本製品の日本での販売のために Y と合弁会社間で締結される別紙 D の様式のマーケティング契約を意味する。

「本製品」とは、その仕様を別紙 A に記載したある電子製品を意味する。

「本株主」とは、合弁会社の株主を意味する。

「本株式」とは、合弁会社が発行する株式を意味する。

Section 2. Establishment of JVCO

Immediately after the signing of this Agreement, the parties hereto shall establish JVCO in accordance with the provisions of this Agreement under the laws of Japan with the following characteristics:

- (a) JVCO shall be formed as a private company with limited liability by shares;
- (b) The Name of JVCO shall be “Joint Venture Corporation”;
- (c) JVCO shall have an authorized capital consisting of [one hundred (100)] of common stock with no-par value at the time of establishment;
- (d) The Articles of Incorporation of JVCO shall be in the form of the agreed draft attached as Exhibit B to this Agreement;
- (e) The head office of JVCO shall be located at 2-4-39 Omotecho, Kitaku, Okayama City, Japan;
- (f) The business of JVCO (“Business”) will be manufacturing and selling Products and such other matters as may be approved from time to time by the Board of Directors’ meeting of JVCO.

第 2 条 合弁会社の設立

両当事者は、本契約に従い、本契約締結後速やかに、日本法を準拠法とする合弁会社を、以下のとおり設立するものとする。

- (a) 合弁会社は、株主が出資の範囲で有限責任を負う株式会社とする。
- (b) 合弁会社の名称は、ジョイント・ベンチャー・コーポレーションとする。
- (c) 合弁会社の設立時の授権資本は、無額面の普通株式 [100] 株とする。
- (d) 各当事者間で合意した合弁会社の**定款**は、本契約書添付別紙 B に記載されたとおりとする。
- (e) 合弁会社の本店は、日本国岡山市北区表町 2 丁目 4 番 39 号とする。
- (f) 合弁会社の事業は、本製品の製造、販売、その他合弁会社の取締役会において必要に応じて決議される事業（以下「本偉業」という）とする。

本条項と定款の関係

本条項では、設立する合弁会社の基本事項に関する取り決めが規定されています。本合弁契約の当事者は合弁会社の株主であって、合弁会社自体は合弁契約の当事者とはならないので、合弁会社自体に合弁契約の効力を及ぼすためには、合弁会社の基本法ともいべき定款 (Articles of Incorporation) に、合弁契約の内容をしっかりと盛り込むことによって、合弁契約の内容を、合弁会社自体が守るべき規則の形にしておく必要があります。

合弁会社の清算や解散手続きを、合弁契約の終了や解除に連動して取れる規定も考えます。

出典：佐藤孝幸『取引・交渉の現場で役立つ英文契約書の読み方』かんき出版 2003 年 p.248

Section 3. Number of Shares and Pre-Emptive Rights

第 3 条 株式数と新株引受権

3.01 JVCO shall issue [one hundred (100)] shares of stock of the company, of which [sixty (60)] shall be subscribed by X and [forty (40)] shall be subscribed by Y.

3.0 合弁会社は [100] 株の株式を発行し、そのうち [60] 株は X が、[40] 株は Y が引き受けるものとする。合弁会社の株主は新株引受権を有するものとする。

3.02 In the event the Board of Directors' meeting determines that the issued share capital of JVCO is increased, then the parties hereto shall have the pre-emptive right to subscribe such additional shares in proportion to their shareholding ratio in JVCO.

3.02 合弁会社の取締役会で増資の決議がなされたときには、各当事者は合弁会社に対する出資割合に応じて、増資分の株式を引き受ける新株引受権を有するものとする。

3.03 If JVCO shall require further finance, JVCO shall first secure all necessary funds by itself. If JVCO cannot raise the necessary funds, the parties hereto shall make loan(s) to JVCO, guarantee for the benefit of JVCO, or render other financial assistance to JVCO, in proportion to their shareholding ratio in JVCO.

3.03 合弁会社にさらに資金調達の必要が生じたときは、合弁会社は、まず、自己の能力と責任において資金を調達するものとする。合弁会社が、自己の能力と責任において必要な資金を調達することができない場合には、**各当事者は合弁会社に対する出資割合に応じて合弁会社に融資をし、または合弁会社の債務に対して保証をし、その他の資金援助に尽力するものとする。**

無限の融資や保証の制限のため。

Section 4. Transfer of Shares

Neither Shareholder may sell all or part of the Shares without the prior written consent of the other Shareholder.

第4条 本株式の譲渡

いずれの本株主も、他の本株主の書面による事前同意なしに本株式の全部もしくは一部を譲渡してはならない。

Section 5. Shareholders Meeting

A quorum for a meeting of Shareholders shall require the presence of shareholders (or their proxy) whose voting rights shall constitute [sixty five (65)] percent of the issued and outstanding stocks.

第5条 株主総会

株主総会の定足数は、発行済社外流通株式の [65] %の議決権を有する株主の出席（委任状による出席も含む）を必要とする。

Section 6. Election of Directors

JVCO shall have [five (5)] directors. X shall have the right to nominate [three (3)] directors and Y shall have the right to

nominate [two (2)] directors. Each party shall exercise its voting rights so that the persons nominated by the other party shall be elected as directors.

第6条 取締役の選任

合弁会社の取締役は、[5]名とする。

Xは[3]名の取締役を、Yは[2]名の取締役をそれぞれ指名する権利を有する。各当事者は、相手方が指名したものが取締役に選任されるよう議決権を行使するものとする。

Section 7. Board of Directors

A quorum for the board of directors' meeting shall require the presence of [four (4)] directors. All resolutions of the board shall be adopted by the affirmative vote of four (4) directors.

第7条 取締役会

取締役会の定足数は、[4]名の取締役の出席を必要とする。取締役会のすべての決議は、[4]名の取締役の賛成をもって採択するものとする。

Section 8. Important Decisions

The following matters shall be approved by the resolution of the board of directors' meeting of JVCO :

- a) The agenda for a meeting of Shareholders;
- b) Periodic and long-term management plans and annual budget;
- c) Any change in line of Business;
- d) Borrowing in excess of the amount approved in the annual budget; and
- e) Issuance of new shares.

第8条 重要な決定

以下の事項は、合弁会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

- a) 株主総会の議題の決定
- b) 定期的および長期の経営計画並びに年間予算
- c) 本事業ラインの変更
- d) 年間予算で承認された金額を超える借り入れ
- e) 新株の発行

5名の中の多数決（例えば、多数派3名、少数派2名の構成）としないで、4名の賛成とするのは、少数派の拒否権のため。

Section 9. Corporate and Operating Policies

第9条 合弁会社の運営および事業方針

9.01 Auditors

JVOC shall have two (2) Auditors, who shall be respectively nominated by each party hereto. Such Auditors shall be entitled to and obliged to examine financial statements, accounts and other pertinent documents and records of JVOC and to report to the board of directors' meeting and the meeting of Shareholders of JVOC.

9.01 監査役

合弁会社には、各当事者より1名ずつ指名された、計2名の監査役を置く。監査役は、合弁会社の財務諸表、会計帳簿、その他の関連文書・記録等を監査し、その結果を合弁会社の取締役会および株主総会に報告する権限を有するとともに、その義務を負う。

9.02 Financial Statements

The financial statements of JVOC shall be prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Japan. JVOC shall make and keep correct accounting records and books with regard to all of its operations and activities. Each party hereto shall have the right to inspect such records and books without disturbing the normal operations and activities of JVOC.

9.02 財務諸表

合弁会社の財務諸表は、日本の一般に公正妥当と認められた会計原則に従い、作成されるものとする。合弁会社は、そのあらゆる事業活動に関し、会計記録・帳簿を正確に記帳し、保管しなければならない。各当事者は、合弁会社の日常業務に支障を来たさない範囲で、会計記録および会計帳簿の閲覧をすることができる。

9.03 Dividend Policy

Shareholders agree to cause JVCO to distribute to Shareholders not less than fifty percent (50%) of profits available for distribution by way of dividends in respect of each financial year.

9.03 配当方針

株主は、毎会計年度において、配当として分配可能な利益の少なくとも50%を株主に対する配当として合弁会社に分配させるものとする。

Section 10. Deadlock

1. If the board of directors' meeting of JVCO cannot resolve any of the matters specified in Exhibit E within thirty (30) days of the presentation of the matter in question, then either Shareholder may resort to the following deadlock provision.

第 10 条 デッドロック

合弁契約の当事者の意思が一致しないため、合弁会社の意思決定ができない膠着状態をデッドロックといいます。対等の出資比率や、少数株主が拒否権を持っている場合に主に発生します。合弁会社を解散・清算するか、あるいは一方当事者へ譲渡するかなどが規定されます。

1 合弁会社の取締役会が別紙 E に掲げられている事項のうちのいずれかについて、それが提出されてから 30 日以内に決定できない場合、いずれの本株主も次項のデッドロック規定を使うことができる。

2. In the case of a deadlock, either Shareholder may give to the other Shareholder a notice of sale. If such notice is given, then both Shareholders shall, within 10 days, give to the other Shareholder a notice that specifies the price at which such Shareholder wishes to sell its Shares in JVCO. The Shareholder who submitted the higher price shall either purchase the Shares held by the other Shareholder or sell the Shares held by it to the other Shareholder at the price offered by the other Shareholder.

2 デッドロックの場合、いずれの本株主も相手方本株主に対して、売却の通知を送ることができる。かかる通知がなされた場合、両本株主は相手方に対して 10 日以内に合弁会社の本株式の売却希望価格を記載した通知を出すものとする。より高い金額を提示した本株主はその申出売却価格で相手方本株主が所有する本株式を買い取るか、相手方本株主が申し出た価格で自ら所有する本株式を売却するものとする。

株式の譲渡価格についても事前に次のように取り決めておく：『譲渡人が株式を取得した時の価格、または合弁会社の直近の決算期の貸借対照表の簿価純資産価格のいずれか低い方の価格とする。簿価純資産価格がマイナスの場合は、譲受人に無償で譲渡する。』

Section 11. Agreements

Soon after the establishment of JVCO, each Shareholder shall cause JVCO to enter into the License Agreement with X and the Marketing Agreement with Y.

第 11 条 契約書

合弁会社の設立後、すぐに両本株主は、合弁会社をして、X との間でライセンス契約を Y との間でマーケティング契約を締

結させるものとする。

合弁契約の当事者の一定のテリトリーでの合弁会社との競合禁止義務の規定も考える。

Section 12. Term and Termination

This Agreement shall become effective upon execution by both Shareholders and continue to be effective until terminated as follows:

- (a) By mutual consent of the parties hereto to terminate this Agreement in writing;
- (b) If one or more of the following events occur with regard to either party hereto, the other party may immediately terminate this Agreement by given written notice to the party so in breach hereof:
 - (i) Any default or breach of any provisions hereof by either party and if the other party gives notice in writing of such default or breach, then if such default or breach is not cured within thirty (30) days after such notice;
 - (ii) A petition in bankruptcy or reorganization by or against either party;
 - (iii) Dissolution or liquidation of either party;
 - (iv) Substantial change in the ownership, management or control of either party.
- (c) Upon the sale of all of the Shares in JVCO to any third party;
- (d) Upon the acquisition of one hundred percent (100%) of the Shares in JVCO by either party.

現地許認可を必要とする場合、現地許認可の承認が得られた後の発効を考えます。

第 12 条 期間および終了

本契約は両本株主による本契約の**作成時より効力を生じ**、以下の各事由により終了するまで、有効であり続けるものとする。

- (a) 両当事者が本契約を終了させる旨を書面により合意した場合
- (b) いずれかの当事者において以下に掲げる各事由が生じ、他方当事者が、その当事者に対し、即時に本契約を解除する旨書面で通知した場合
 - (i) いずれかの当事者が、本契約上の義務を履行せず、または本契約に違反し、他方当事者が書面により、その旨を通知してから 30 日を経ても、当該債務不履行または契約違反状態が解消されなかった場合
 - (ii) いずれかの当事者が破産、民事再生、会社更生等の手続きを申し立てた場合、またはいずれかの当事者に対し、破産、民事再生、会社更生等の手続きが申し立てられた場合
 - (iii) いずれかの当事者が解散または清算をした場合
 - (iv) いずれかの当事者の所有、経営、支配関係につき実質的な変更があつた場合
- (c) 合弁会社の全株式が第三者に売却された場合
- (d) 合弁会社の全株式がいずれかの当事者によって買い取られた場合

※なお、契約期間は無期限が普通。

契約終了事由の追加として、(e)合弁会社の3期連続の赤字計上の場合」などの経済的事由も考える。

また、契約終了時のオプションとして、相手方への株式譲渡（第10条デッドロックの第2項の規定のように）についても考える。

契約の終了と撤退との関係

合弁契約の当事者は、合弁会社の株主でもあるという2面性を有しています。株式会社の株主は、出資額の限度でしか責任を負わないのが原則ですから、合弁当事者は、株主の立場としては、合弁会社に対して、その出資額の限度でしか責任を負うことはありません。一方、合弁当事者は、合弁契約が有効に存続している限り、合弁契約の他方当事者に対して、合弁契約上の責任を負い続けます。

本条項によって、合弁契約が解除されれば、以後、合弁当事者の責任は、合弁会社の株主としての責任に限定されることとなり、合弁当事者は、合弁会社に対し、出資額の限度で責任を負担するにとどまります。言い換えれば、合弁契約の解除は、合弁会社からの撤退そのものを意味するわけではありませんが、将来のリスク拡大を防止するという重要な効果があります。

撤退の場合の各自の損失負担額を取り決めておくことと税務上損金算入を認めてもらえる可能性があります。

出典：佐藤孝幸『取引・交渉の現場で役立つ英文契約書の読み方』かんき出版 2003年 p.269

Section 13. Miscellaneous Provisions

第13条 雑則

13.01 Notices.

13.01 通知

Any notice required or permitted to be given hereunder shall be in writing and shall be transmitted by E-mail (followed by confirmation), delivered by hand or, overnight courier or sent by certified or registered mail (airmail, if international), postage prepaid.

本契約に基づき行うことを求められている、もしくは許容されている通知は、書面によるものとし、Eメール（ただし確認書を送ることを要する）により送られるか、直接交付されるか、オーバーナイトのクーリエによるか郵送料を前払いの書留郵便（国際郵便の場合は航空便）によって送られるものとする。

Such notice shall be deemed given when so delivered personally or by overnight courier, or if transmitted by E-mail, one day after the date such E-mail was properly transmitted, or if mailed, seven days after the date of mailing, to the parties at the following addresses (or to such other party and/or such other address as shall be specified by like notice from the party to which notice or other communication shall be given; provided, however, that such notice of a change of address

shall be effective only upon receipt thereof):

(i) if to X

Attention:

Address:

E-mail:

(ii) if to Y

Attention:

Address:

E-mail:

かかる通知は、直接交付もしくはオーバーナイトクーリエによるときは相手方が受領した時に、Eメールにより送られた時にはEメールが適切に送られた翌日に、郵送された場合には郵送の7日後に、以下の住所（もしくは本契約に基づく通知または連絡によって相手方に指定されたその他の住所によるものとする。ただし住所変更の通知は、その到達によって効力が発生するものとする）の当事者に、送付したものとみなされるものとする：

(i) X宛

気 付

住 所

Eメール

(ii) Y宛

気 付

住 所

Eメール

13.02 Assignability.

This Agreement shall not be assignable by any of Shareholders.

13.02 譲渡可能性

本契約はいずれの当事者によっても譲渡することができないものとする。

13.03 Intellectual Property

Any intellectual property rights arising in the performance of this Agreement or of Business of JVOC by employees of JVOC shall belong exclusively to JVOC.

13.03 知的財産

本契約を履行する中で、または合弁会社の本事業を遂行する中で、合弁会社の従業員によって発明等された知的財産権は、すべて合弁会社に独占的に帰属するものとする。

13.04 Confidentiality.

Except for information otherwise publicly available, all confidential information or facts obtained as a result of or in the performance of this Agreement shall be held in confidence by Shareholders and their directors, officers and/or employees.

13.04 秘密保持

公知の情報を除き、本契約の結果もしくは本契約上の義務の履行に基づいて取得されたすべての秘密情報または秘密の事実、両当事者およびその取締役、役員、従業員によって秘密に保持されるものとする。

13.05 Expenses

Each party hereto agrees to pay its own costs and expenses (including, but not limited to, the cost of attorneys and other professionals and any other fees, taxes, etc.) incurred in connection with the preparation, negotiation and execution of this Agreement and in obtaining the necessary government approvals.

13.05 諸費用

本契約の準備、交渉、作成にあたって生じた諸費用、および本契約の締結にあたり必要とされる政府の許認可等を得るために生じた諸費用（弁護士その他専門家起用のための費用、報酬、税金等を含む）については、各当事者の各自負担とする。

13.06 Governing Law.

This Agreement shall be governed by, and construed and enforced in accordance with, the laws of Japan.

13.06 準拠法

本契約書は日本法に準拠し日本法に従って解釈され、強制されるものとする。

13.07 Arbitration

Any dispute or controversy arising out of this Agreement shall be settled by arbitration of the Japan Commercial Arbitration Association in Osaka, Japan in accordance with the commercial arbitration rules of the said association. The arbitration panel shall consist of three arbitrators. Each party may appoint one arbitrator and the third arbitrator shall be elected by the agreement of the two arbitrators.

The award of the panel shall be final and binding upon the parties.

13.07 仲 裁

本契約から発生するすべての紛争並びに見解の相違は、日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って日本国大阪の日本商事仲裁協会で開催される仲裁によって解決されるものとする。仲裁人は 3 名とし、各当事者は 1 名の仲裁人を指名するものとし、3 人目の仲裁人は両仲裁人の合意により選任するものとする。

仲裁裁定は最終的なものであり、両当事者を拘束するものとする。

13.08 Entire Agreement.

This Agreement contains the entire agreement between the parties with respect to the establishment and operation of JVCO and supersede all previous oral and written and all contemporaneous oral negotiations, commitments, writings and understandings.

This Agreement may only be amended by a written instrument signed by duly authorized representatives of the parties.

13.08 完全合意条項

本契約は、合弁会社の設立と運営に関する両当事者間の完全な合意を構成するものとし、本契約において特に規定されている場合を除き、従前の口頭もしくは書面によるもしくは同時になされた口頭の交渉、約束、書面および了解事項にとって代わるものとする。

本契約は、両当事者の正当に授権された代表者の署名した証書によらなければ改訂できないものとする。

13.09 Severability.

Any provision of this Agreement which is invalid, illegal or unenforceable in any jurisdiction shall, as to that jurisdiction, be ineffective to the extent of such invalidity, illegality or unenforceability, without affecting in any way the remaining provisions hereof in such jurisdiction or rendering that or any other provision of this Agreement invalid, illegal or unenforceable in any other jurisdiction.

13.09 分割可能性

ある管轄地において無効、違法もしくは強制不可能と認められた本契約の条項は当該管轄地においてのみ、その無効性、違法性、強制執行不可能性を認められる限りにおいて効力を有しないものとし、いかなる意味においても当該管轄地における他の条項の効力に影響を与えないものとし、またその他の管轄地において本契約の他の条項を無効、違法もしくは強制執行不可能なものとししないものとする。

13.10 Counterparts.

This Agreement may be executed simultaneously in one or more counterparts, each of which shall be deemed an original,

but all of which shall constitute but one and the same instrument.

13.10 副 本

本契約は同時に一つもしくは複数の副本により作成することができるものとし、この場合これらすべてが原本とみなされるが、これらは唯一同一の文書を構成するものとする。

13.11 Interpretation.

The headings contained in this Agreement are for reference purposes only and shall not affect in any way the meaning or interpretation of this Agreement.

13.11 解 釈

本契約に含まれている見出しは参照のためだけのものであり、いかなる意味においても本契約における意味もしくは解釈に影響を与えないものとする。

IN WITNESS WHEREOF, the parties have caused this Agreement to be executed by their duly authorized representatives as of the date first above written.

以上を証するために各当事者は冒頭掲記の日付で正当に授権された代表者をして本契約書を作成せしめた。

X Corp.

[signature]

By:

Title:

エックス・コープ

[署名]

氏 名

肩 書

Y Co., Ltd.

[signature]

By:

Title:

株式会社 Y

[署名]

氏 名

肩 書

添付書

Exhibit A **Specifications of Products**
別紙 A 本製品の仕様

Exhibit B **Articles of Incorporation**
別紙 B 定款

Exhibit C **Form of the Technology License Agreement**
別紙 C 技術ライセンス契約の様式

Exhibit D **Form of the Marketing Agreement**
別紙 D マーケティング契約の様式

Exhibit E **List of Important Matters**
別紙 E 重要事項表

出典文献：①日野修男他『英文契約書の知識と実務』日本実業出版社 2000年 pp.460-169
②佐藤孝幸『取引・交渉の現場で役立つ英文契約書の読み方』かんき出版 2003年 pp.242-278